

小浜市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築・運用業務実施要領

1 目的

小浜市では、LINE公式アカウントを通じ、小浜市の行政、イベント、防災に関する情報など、様々な情報を効率的かつ確実に市民へ届けるとともに、市民サービスの向上および業務の効率化を図るための機能を拡張した、LINE情報配信サービスの提供を行う事業者を募集します。

この要領は、上記の目的を果たすため、本業務を受託する民間事業者の募集に関し、必要な事項を定めたものです。

2 事業概要

(1) 業務名

小浜市LINE公式アカウント情報配信システム構築・運用業務

(2) 業務内容

別紙「小浜市LINE公式アカウント情報配信システム構築・運用業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

(3) 業務期間

①構築期間 契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで

②運用期間 令和7年10月1日（リリース開始日）から令和10年3月31日まで

(4) 提案上限額（消費税および地方消費税の額を含む。）

①構築業務委託料 990,000円（一括）

②利用料等 4,950,000円（一括）

※上記の提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容（構築業務および令和9年度までの利用料等）の規模を示すものであることに留意してください。

3 参加資格要件

応募可能な者は、次の条件をすべて満たす法人（以下「応募者」という。）とし、応募者の所在地は市内、市外を問いません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本市から現に指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中または更生手続中でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中でないこと。

(5) 代表者、役員（執行役員を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6) 国税および地方税を滞納していないこと。

- (7) 市区町村の発注による本事業の内容と類似の業務について、元請けとして受注し、かつ提供サービスが稼働運用中である実績を有している事業者であること。
- (8) この要領に規定する内容を遵守できること。

4 失格事項

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 上記「3 参加資格要件」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合。
- (2) 提案上限額を超える金額で見積書を提出した場合。
- (3) 申請書類の提出期限を守らない場合（市が補正を認めた場合は除く。）。
- (4) 申請書類に虚偽または不正があった場合。
- (5) その他、選定に対して不当な要求その他不正行為があったと市長が認める場合。

5 スケジュール

(1) 公募等のスケジュール

公募及び事務手続きに関する主なスケジュールは、次のとおりとします。ただし、本市の都合により予定が変更となる場合があります。

手続き	期日
公募開始日	令和7年4月28日（月）
質問書（様式1）受付締切	令和7年5月2日（金）午後5時
質問書（様式1）回答	令和7年5月9日（金）午後5時
応募書類の提出締切	令和7年5月15日（木）午後5時
候補者の選定	令和7年5月22日（木）
選定結果の通知、契約	令和7年5月下旬から6月初旬
業務開始	令和7年6月初旬

(2) 質問の受付および回答

応募書類の提出に当たって質問がある場合の受付方法および回答方法は以下のとおりです。

ア 受付方法

市ホームページから「質問書（様式1）」をダウンロードし、必要事項を記載の上、令和7年5月2日（金）午後5時までに電子メールの送信により提出してください。

提出先は「9. お申込み・お問い合わせ窓口」を参照。送信の際は、メールの件名を「質問書（社名又は個人名）」としてください。なお、電話、来訪による質問は受け付けしません。

イ 回答方法

令和7年5月9日（金）午後5時に市ホームページへ掲載します。

(3) 応募に関する提出書類

ア 提案資料届出書（様式2）

イ 事業提案書（その1～6）（様式3-1～6）

- ウ 誓約書（様式4）
- エ 提案見積書（様式5）
- オ 会社概要
- カ 直近3年間の決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- キ その他必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

（4）応募書類の受付期間等

ア 受付期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月15日（木）まで（土日を除く。）

イ 提出方法

郵送（簡易書留により必着）による提出とあわせて電子データも提出すること。

ウ 提出先

小浜市 総務部 市長公室 〒917-8585 小浜市大手町6-3

E-mail: hisyo@city.obama.lg.jp

エ 提出部数

正本1部、副本5部

オ その他

応募書類の提出に当たっては、この要領および質問の回答に留意してください。

6 選考

（1）選考方法

審査は企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しません。

（2）候補者の選定

提出書類の内容を「（5）審査項目及び評価事項」に基づき審査を行い、審査委員の評価が最も高かった事業者を優先候補者に、次いで評価の高かった事業者を次点候補者に選定します。

（3）委員および審査の内容について

選考委員会の委員および審査の内容は、公平・公正な審査を期するため、原則、非開示・非公表とします。

（4）審査項目および評価事項

審査項目および評価事項は次のとおりとします。

審査項目	評価事項
導入および稼働実績	・市区町村での豊富な導入実績があり、本事業を円滑に遂行できるサポート体制か
サービスの概要・特徴	・利用者がわかりやすく便利な機能となっているか ・管理画面が使用しやすいか
導入時および運用開始後のサポート体制	・導入時および運用開始後の各段階においてサポート体制が充実しているか
セキュリティ	・障害時の対策、データ保護の考え方が整理されており、情報漏

	えいを防止する対策が十分確保されているか
拡張性	・最近の各市区町村でニーズの高まりを見せているサービスへの対応や今後の機能追加予定があるか
独自提案	・他社にない先進的で便利な機能や利用者数を増やす画期的なサービスの提案があるか
事業者の経営状況	・財務諸表により、当該事業者が健全経営であるか
見積価格	・経済性に優れているか

7 契約

(1) 契約の締結

契約の締結は、優先候補者と本市との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結します。

(2) 優先候補者と契約に至らなかった場合

優先候補者と契約に至らなかった場合は、次点候補者と協議を行います。

8 その他

(1) 応募に関する事前説明会は開催しません。

(2) 提出期限後の申請書等の書類の変更は認めません。

(3) 参加表明後、辞退をする場合は、速やかに辞退届(様式6)を「9. お申込み・お問い合わせ窓口」まで提出してください。

(4) 提出された申請書等の書類は返却しません。

(5) 本募集に係る書類等の作成および提出等に係る一切の費用は、事業者の負担とします。

(6) 候補者に決定した応募者が提出した書類は、その全部または一部を公表する場合があります。

この場合、応募者の利益を害する恐れがあると認められる情報は公表しないものとします。

(7) 本募集要領に定めのない事項については、本市と協議の上決定します。

9 お申込み・お問合せ窓口

小浜市 総務部 市長公室 担当：山崎

〒917-8585 福井県小浜市大手町6-3

電話：0770-64-6001 (直通)

FAX：0770-53-0742

E-mail：hisyo@city.obama.lg.jp